

# 10万円

## 臨時特別給付金



### 申請期限：令和4年3月31日（木）

新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けている子育て世帯に対し、国による緊急経済対策の一つとして、子育て世帯への臨時特別給付金10万円を支給します。

#### 1 申請が必要な人

- ① 高校生などの親…中学生以下の弟妹がいない高校生世代のみ（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童）を養育している父母など
- ② 公務員など…平成15年4月2日以降に生まれた児童を養育している父母などで、本市から児童手当の受給がない人
- ③ 新生児の親…令和3年11月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）を養育している父母など

#### 2 支給対象者

上記に記載のある児童の父母などのうち、所得が高い人（主たる生計維持者）に支給されます。（児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者）

※主たる生計維持者が児童手当の所得制限限度額を超える人は対象外となります  
詳しくは市ホームページを確認してください

#### 3 給付額・支給時期

対象児童1人につき、10万円です。順次審査を行い、支給が決定した人から、随時指定された口座に振り込みます。

市から  
児童手当を受給している皆様には  
12月に振り込みました！



#### 4 申請に必要なもの

- ① 申請書（市ホームページからダウンロード、あるいはこども課または有明支所の窓口にも設置しています）
- ② 給付金を振り込む通帳またはキャッシュカード
- ③ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- ④ 申請者及び配偶者で、令和3年1月1日時点で、本市に住民票登録がない場合は、令和3年度所得・課税証明書（所得額や控除額を確認できる書類）
- ⑤ 児童が父母などと住所が異なる場合は、児童の住民票（本籍地記載のもの）
- ⑥ 中学生以下の児童を養育している公務員などは、令和3年9月分の児童手当を受給していることが確認できる書類

#### 5 提出期限・提出先

令和4年3月31日（木）までに、こども課または有明支所に提出してください（郵送の場合はこども課へ提出）。  
なお、1の③の人で、令和4年3月生まれの新生児を養育している人については、別途お知らせします。

☎ 問い合わせ先 こども課 0957-63-1111（内線278、279）